「山梨県食の安全・安心推進条例(仮称)」骨子に対する県民意見の募集

1 趣旨

県では、将来にわたり食の安全・安心を確保するため、基本理念を定め、県、生産者、事業者、県民の責務・役割を明確化するとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な施策を推進する上での指針となる「山梨県食の安全・安心推進条例(仮称)」の制定に向けて、その骨子を取りまとめました。

この「山梨県食の安全・安心推進条例(仮称)」の制定に当たり、県民の皆様から幅広くご意見を募集いたします。

県民の皆様から寄せられましたご意見につきましては、条例の制定に当たっての参考として活用させていただくとともに、ご意見の概要につきましても後日公表させていただく予定です。

2 募集対象案件

「山梨県食の安全・安心推進条例(仮称)」の骨子 「山梨県食の安全・安心推進条例(仮称)」骨子の概要

3 募集期間

平成23年11月3日から平成23年12月2日まで

4 提出方法及び提出先

別紙「意見提出用紙」により、電子メール、郵送、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メールの場合

消費生活安全課メールアドレス shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 郵送の場合

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1山梨県企画県民部 消費生活安全課あて

(3) ファクシミリの場合

FAX番号 055-223-1587

※電話でのご意見はお受けしかねますので、ご了承ください。

5 提出の際の留意事項

意見提出の際の使用言語は日本語を原則とします。他の言語での提出の場合は、日本語訳を添付してください。

提出に当たっては、提出される方の住所・氏名等連絡先(法人等にあってはその名称及び所在地等)を明記してください。

6 ご意見の取り扱い

提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに 対する県の考え方とともに公表いたします。

なお、住所・氏名など個人に関する情報は、公開しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。

7 ホームページのご案内

資料の閲覧、ご意見の提出は山梨県のホームページからでもできます。 http://www.pref.yamanashi.jp/gyoukaku/public/index.html

8 お問い合わせ先

山梨県企画県民部 消費生活安全課 TEL055-223-1588

《意見提出用紙》

	「山梨県食の安全・	安心推進条例	(仮称)」	骨子
○お名前又は団	日体名			
○ご住所又は別〒	斤在地			
○電話番号				
○ご意見 〈該当箇所〉				
〈意見内容〉				